

国民健康保険料(税)の軽減措置についての周知を徹底してほしい(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省北海道管区行政評価局(局長: 茂垣^{もがきえいいち}栄一)は、行政相談を端緒に、行政苦情救済推進会議(座長: 弁護士 曾根^{そねまさゆき}理之)に諮り、「国民健康保険料(税)の軽減措置の対象となる人が、説明がなかったために軽減措置の手続ができなかったという喪失感があると思うので、窓口においては一層丁寧な周知が必要である。」などの意見を踏まえて、平成26年4月28日、北海道労働局に対してあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、同年5月19日、同局が講じた措置について回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

平成24年7月に離職し、協会けんぽの健康保険任意継続手続を行った。その後、倒産などで職を失った失業者(いわゆる非自発的失業者)に対する国民健康保険料(税)の軽減措置制度が平成22年4月に創設されていることを知ったが、ハローワークでの離職の手続時や雇用保険受給説明会、協会けんぽでの任意継続の手続時、国民健康保険の相談をした市のいずれの窓口でも説明がなかった。このため、国民健康保険の軽減措置を受けた場合と比較して、平成24年7月から25年6月までの1年間で保険料を約20万円多く負担する結果になった。軽減措置制度について、窓口における周知徹底を図ってほしい。

【北海道労働局に対するあっせん要旨】

ハローワークが雇用保険受給説明会等において行う国民健康保険料(税)の軽減措置の周知について、対象となる者に周知不足が生じない方法を検討し、その方法により周知の徹底を図るようハローワークを指導すること。



【回答要旨】

本申出の行政相談の照会を受け、平成26年3月3日の会議において、全道の公共職業安定所長に対して、軽減措置の周知の徹底について改めて指示した。また、今回のあっせんを受け、同年5月15日～16日に開催された会議において、全道の公共職業安定所長に対し、あっせんの内容について説明した。引き続きパンフレット等の配付を行うとともに、受給資格者全員を対象とした雇用保険説明会において口頭説明による周知徹底に努める。



担当部局：北海道管区行政評価局 行政相談部
連絡先：首席行政相談官 小林 浩二
電話：011-709-1803(直通)
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp